

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問28（情）第7号）

### 第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求に係る行政文書部分開示決定において不開示とした情報のうち、別表1の「開示すべき部分」欄に掲げる情報を開示すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成28年8月3日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県公安委員会定例会議の開催概要（平成28年7月6日）によれば平成28年度の広島県警察本部の法律顧問弁護士の辞任の申し出並びに新任の弁護士に7月1日付けで委嘱したとのことだが、これに関する書類（辞任理由や新任の選任理由についてわかるもの）。また辞任新任の両弁護士への28年度の報酬について分かる書類」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次の文書を対象文書（以下「本件対象文書」という。）として特定し、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年8月15日付けで審査請求人に通知した。

- (1) 支出負担行為整理書兼支出調書（支出番号：000638301001）
- (2) 支出負担行為整理書兼支出調書（支出番号：001003901001）
- (3) 支出負担行為整理書兼支出調書（支出番号：001059601001）
- (4) 支出負担行為整理書兼支出調書（支出番号：002510401001）
- (5) 支出負担行為整理書兼支出調書（支出番号：002906901001）の写し
- (6) 支出負担行為整理書兼支出調書（支出番号：004056201001）の写し
- (7) 支出負担行為整理書兼支出調書（支出番号：006107701001）の写し
- (8) 支出負担行為整理書兼支出調書（支出番号：006431401001）の写し
- (9) 支出負担行為整理書兼支出調書（支出番号：008242401001）の写し
- (10) 支出負担行為整理書兼支出調書（支出番号：008672901001）の写し
- (11) 支出負担行為整理書兼支出調書（支出番号：009844801001）の写し

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成28年8月18日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、債権者、支出明細書の氏名など支出に関する情報について不開示としたことを取り消し、開示を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

不開示理由の条例第10条第2号に該当とあるが、条例には「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」とあり、顧問弁護士に関する情報は事業に関する情報である。

不開示理由の条例第10条第3号に該当とあるが、これも失当であり、弁護士が受任する以上、当然のことであり、不利益を配慮する必要などない。

不開示理由の条例第10条第6号について、顧問弁護士や支払先を明かすことは県警の業務の支障にならない。適正な遂行とは公金で委託する以上、支払先を明らかにする必要はあるし、支払うからには選任理由を公にすることである。

## 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 不開示とした部分及びその理由（全文書共通）

- (1) 警察職員のうち警部補以下の職にある者の氏名及び印影、支出負担行為整理書兼支出調書の「支払先」欄及び「備考」欄のうち不開示とした部分並びに債権者内訳書の「金額」欄のうち不開示とした部分

特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないため。

- (2) 顧問弁護士を特定することとなる事項

顧問弁護士は、各種警察活動に係る訴訟事件や高度な法律的判断を要する案件について、警察職員からの法律相談を受け、それに対するアドバイスを行っており、当該案件等における警察職員の適正な職務執行上、重要な役割を果たしており、顧問弁護士を公にすることは、訴訟事件等に関わる悪意ある者が、顧問弁護士に対して威迫やいやがらせ等、業務妨害を行うことにより警察が適正な職務執行に時間を要したり、若しくはその対応ができなくなるなど、警察活動に支障を来すおそれがある。

さらに、顧問弁護士は、警察の顧問弁護のみを行っているわけではなく、他の弁護士業務も行っており、威迫やいやがらせ等の業務妨害を受けることで、警察の顧問弁護業務以外の弁護士業務についても支障を及ぼすこととなるおそれがあるため、顧問弁護士が業として警察の顧問弁護を行っているという情報については、公になることにより、当該顧問弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報であることから、不開示とした。

また、弁護士であれば誰でも選任できるものではなく、警察業務に精通している特定の弁護士を選任している。このため、警察の顧問弁護士であることが

公になり、反社会勢力などから威迫等を受けるようになれば、心身の故障や他の弁護業務に支障を来すこととなり、顧問弁護士を辞任せざるを得ない状況となると、新たな顧問弁護士の選任が必要となり、警察業務の適正な遂行に大きな支障を来すこととなるため、顧問弁護士を特定、又は特定し得る情報については明らかにすべきでない。

## 2 不開示とした部分及びその理由（各文書）

### (1) 支出負担行為整理書兼支出調書

#### ア 「支払先」欄

顧問弁護士の口座名、口座番号等が記載されていることから、該当する部分を不開示することにより特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため。

#### イ 「備考」欄のうち不開示とした部分

事件番号が記載されていることから、他の文書と照合することにより個人が特定され、かつ条例第2号ただし書に該当しないため。

#### ウ 「債権者」欄のうち不開示とした部分

顧問弁護士の氏名及び事務所所在地が記載されていることから、顧問弁護士を特定することとなる情報であり、当該情報については、公にすることにより、上記1の(2)のとおり、警察の顧問弁護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び事業を営む顧問弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示としたものである。

### (2) 支出明細書の氏名欄及び住所欄

(1) ウに同じ。

### (3) 添付文書管理票（財務調書）の債権者欄のうち不開示とした部分

(1) ウに同じ。

### (4) 債権者内訳書

#### ア 金額欄のうち不開示とした部分

(1) アに同じ。

#### イ 債権者名受取人名欄のうち不開示とした部分

(1) ウに同じ。

## 3 審査請求人の主張に対する弁明

### (1) 「不開示理由の条例第10条第2号に該当とあるが、条例には（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）とあり顧問弁護士に関する情報は事業に関する情報である」について

顧問弁護士の氏名、住所は、条例第10条第2号に規定する個人に関する情報であるため、不開示としたものである。

### (2) 「不開示理由の条例第10条第3号に該当とあるが、これも失当であり弁護士が受任する以上、当然のことであり、不利益を配慮する必要などない」について

顧問弁護士が行う警察の顧問弁護業務は、弁護士の事業活動情報である。そして、警察事務の特殊性から、顧問弁護士を公にすることとなると、顧問弁護士個人に対して威迫や妨害等を受けるおそれがある。そのため、顧問弁護士は、警察の顧問弁護業務だけでなく、他の弁護士業務にも支障を及ぼすおそれがあるものである。よって、顧問弁護士が、警察の顧問弁護業務を行っているという情報は、当該弁護士の事業活動情報であり、かつ、条例第10条第3号ただし書には該当しないため、不開示としたものである。

- (3)「不開示理由の条例第10条第6号について、顧問弁護士や支払先を明かすことは県警の業務の支障にならない。適正な遂行とは公金で委託する以上、支払先を明らかにする必要はあるし、支払うからには選任理由を公にすることである」について

警察の顧問弁護士については、弁護士であれば誰でも選任できるものではなく、警察業務に精通している特定の弁護士を選任している。このため、警察の顧問弁護士であることが公になり、反社会勢力などから威迫等を受けるようになれば、心身の故障や他の弁護業務に支障を来すこととなって顧問弁護士を辞任せざるを得ない状況となり得る。そうすると、新たな顧問弁護士の選任が必要となり、警察業務の適正な遂行に大きな支障を来すこととなる。よって、顧問弁護士を特定又は特定し得る情報については、不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、実施機関における平成28年度の顧問弁護士について、辞任した弁護士及びその後任として委嘱した弁護士に関する書類並びに当該弁護士に支払われる報酬について分かる書類の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対し、前記第2(1)から(11)までの文書を対象文書として特定し、別表2の「不開示とした部分」欄の情報を不開示とする行政文書部分開示決定を行ったものである。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、各文書には、それぞれ支出明細書、添付文書管理票(財務調書)が添付されているほか、(2)、(4)、(7)及び(11)の文書には債権者内訳書が添付されていることを確認した。

審査請求人が開示すべきと主張しているのは、債権者、支出明細書の氏名など支出に関する情報であると認められることから、これらに該当する情報について不開示情報該当性を検討する。

なお、審査請求人は、顧問弁護士の選任理由も開示すべきと主張しているが、当審査会において本件対象文書を見分したところ、これに該当する情報はなかった。

### 2 本件対象文書の不開示情報該当性について

- (1) 条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、

公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであり、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「おそれ」の程度は、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならないと解される。

支出に関する情報のうち、実施機関が条例第10条第6号の不開示情報に該当するとして不開示とした情報は、次の情報である。

ア 支出負担行為整理書兼支出調書及び添付文書管理票（財務調書）の債権者欄の記載内容のうち不開示の情報

イ 債権者内訳書の債権者名受取人名欄の記載内容のうち不開示の情報

ウ 支出明細書の氏名欄及び住所欄に記載の情報

実施機関は、前記第4の1（2）のとおり、これらの情報を開示すれば、実施機関の顧問弁護士であることが公になり、当該弁護士が各種警察活動に係る訴訟事件や高度な法律的判断を要する案件等に関わる悪意ある者から業務妨害を受け、結果として、当該案件等に関する警察活動に支障を来すおそれがあり、さらに顧問弁護士を辞任することになれば、警察業務の適正な遂行に大きな支障を来すこととなる旨説明する。

確かに、反社会勢力や被疑者等と対峙して活動する警察業務の特殊性に鑑みれば、顧問弁護士が反社会勢力や実施機関に悪意を持つ者（以下「反社会勢力等」という。）から業務妨害を受ける可能性が全くないとはいえない。

しかしながら、実施機関が当事者となる訴訟事件においては、相手方当事者に対して、実施機関の訴訟代理人は明らかとなるから、実施機関の説明する警察活動や警察業務の適正な遂行に生じる支障とは、実施機関の顧問弁護士が実施機関と争訟関係にない反社会勢力等から業務妨害を受けることにより、あるいは、実施機関と争訟関係にある反社会勢力等から当該訴訟事件の訴訟代理人として関与していないにもかかわらず顧問弁護士が業務妨害を受けることにより生じるものと認められるところ、諮問実施機関によれば、実施機関の顧問弁護士であることを理由に業務妨害等が行われた具体的な事例はないということであるから、警察活動や警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの程度は、抽象的で具体性に欠けるものであるといわざるを得ない。

以上のことから、ア、イ及びウの情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

## (2) 条例第10条第3号の不開示情報該当性について

条例第10条第3号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすることを規定している。

これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害され

るような情報は、不開示とすることを定めたものである。

この場合において、「正当な利益を害するおそれ」があるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものである。

支出に関する情報のうち、実施機関が条例第10条第3号の不開示情報に該当するとして不開示とした情報は、上記（1）と同様、次のア、イ及びウの情報である。

ア 支出負担行為整理書兼支出調書及び添付文書管理票（財務調書）の債権者欄の記載内容のうち不開示の情報

イ 債権者内訳書の債権者名受取人名欄の記載内容のうち不開示の情報

ウ 支出明細書の氏名欄及び住所欄に記載の情報

実施機関は、前記第4の1（2）のとおり、これらの情報を開示すれば、実施機関の顧問弁護士であることが公になり、当該弁護士が反社会勢力等から業務妨害等を受け、顧問弁護業務だけでなく他の弁護士業務にも支障を及ぼすこととなり、弁護士業を営む個人としての正当な権利を害するおそれがある旨説明する。

しかしながら、上記（1）で述べたとおり、顧問弁護士であることを理由に業務妨害等が行われた具体的な事例はないということであるから、実施機関の説明する弁護士業務に支障を及ぼすおそれの程度は、漠然とした不安感の域を出るものではない。

以上のことから、ア、イ及びウの情報は、条例第10条第3号の不開示情報に該当するものとは認められない。

### （3）条例第10条第2号の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。また、「特定の個人を識別す

ることはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみからでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、作文、カルテなど個人の人格と密接にかかわる情報などのように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、審査請求人が開示すべきと主張する支出に関する情報について、実施機関が条例第10条第2号の不開示情報に該当すると判断した情報はおおむね次のとおり分類することができるから、これら情報ごとに同号の不開示情報該当性を検討する。

ア 顧問弁護士の氏名、事務所所在地

イ 訴訟事件の事件番号

ウ 金融機関口座情報

ア 顧問弁護士の氏名、事務所所在地

支出負担行為整理書兼支出調書及び添付文書管理票（財務調書）の「債権者」欄、支出明細書の「氏名」欄及び「住所」欄並びに債権者内訳書の「債権者名受取人名」欄に記載されている顧問弁護士の氏名、事務所所在地は、弁護士業を営む個人の当該事業に関する情報であるから、条例第10条第2号の該当性を判断するものではなく、同条第3号の該当性を判断すべきであるが、これらの情報を公にすることにより、事業を営む弁護士の地位を不当に害するとは考えられず、同号にも該当しないため、開示すべきである。

イ 訴訟事件の事件番号

支出負担行為整理書兼支出調書の「備考」欄には、訴訟事件の事件番号が記載されているものがあり、事件番号は、当該訴訟事件に係る個人に関する情報であって、それ自体から直ちに個人を識別することができるものとは認められないが、公にすることにより、受訴裁判所の訴訟記録と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められる。

次に、同条同号ただし書該当の可否について検討すると、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項で何人も訴訟記録の閲覧を請求することができる旨定められていても、個人に関する情報は保護しなくてはならないとの認識を社会一般が持っているという実態に配慮した取扱いであると認められる。これらのことから、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づき、民事訴訟法に基づく閲覧制度等が設けられており、また、事件番号が判例データベース等に掲載されていたとしても、これをもって、事件番号が条例に基づく情報公開制度において、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、また、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

よって、実施機関が事件番号を不開示としたことは妥当である。

ウ 金融機関口座情報

支出負担行為整理書兼支出調書の「支払先」欄及び債権者内訳書の「金額」欄に記載されている金融機関口座情報は、顧問弁護士個人に関する情報であって、個人の財産に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

### **3 結論**

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。



別表1 開示すべき部分

文書区分	開示すべき部分
支出負担行為整理書兼支出調書	顧問弁護士の氏名，事務所所在地
支出明細書	
添付文書管理票（財務調書）	
債権者内訳書	

別表2 実施機関が不開示とした部分及びその理由

文書区分	不開示とした部分	不開示理由（適用条文）
全文書共通	警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影	特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため （条例第10条第2号該当）
支出負担行為整理書兼支出調書	（支払先欄） 口座名，口座番号等 （備考欄のうち不開示とした部分） 事件番号	特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため （条例第10条第2号該当）
	（債権者欄のうち不開示とした部分） 氏名，事務所所在地	特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため （条例第10条第2号該当） 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，かつ，条例第10条第3号ただし書に該当しないため （条例第10条第3号該当） 警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （条例第10条第6号該当）
債権者内訳書	（金額欄のうち不開示とした部分） 口座名，口座番号等	特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため （条例第10条第2号該当）

	<p>(債権者名受取人名欄のうち不開示とした部分) 氏名，事務所所在地</p>	<p>特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため (条例第10条第2号該当)</p> <p>事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，かつ，条例第10条第3号ただし書に該当しないため (条例第10条第3号該当)</p> <p>警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例第10条第6号該当)</p>
<p>添付文書管理票 (財務調書)</p>	<p>(債権者欄のうち不開示とした部分) 氏名，事務所所在地</p>	<p>特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため (条例第10条第2号該当)</p> <p>事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，かつ，条例第10条第3号ただし書に該当しないため (条例第10条第3号該当)</p> <p>警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例第10条第6号該当)</p>
<p>支出明細書</p>	<p>(氏名欄及び住所欄) 氏名，事務所所在地</p>	<p>特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため (条例第10条第2号該当)</p> <p>事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，かつ，条例第10条第3号ただし書に該当しないため (条例第10条第3号該当)</p> <p>警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (条例第10条第6号該当)</p>

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 11. 10	・ 諮問を受けた。
29. 10. 31 (平成29年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 11. 28 (平成29年度第8回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
29. 12. 26 (平成29年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 1. 25 (平成29年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 ( 部 会 長 )	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授